

令和 5 年第 1 回府中町議会定例会

会 議 録（第 2 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 5 年 3 月 1 0 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 5 年 3 月 1 3 日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	二 見 伸 吾 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
15 番	益 田 芳 子 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 町長施政方針
- 3 第 12 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 4 第 15 号議案 府中町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 5 第 19 号議案 府中町長寿祝金条例の一部改正について
- 6 第 20 号議案 府中町国民健康保険条例の一部改正について
- 7 第 21 号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について
- 8 第 22 号議案 府中町道路占用料徴収条例の一部改正について

- (予算特別委員会 設置)
- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたして

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

今日は、４番狩野議員、５番坂田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

一方で、新型コロナウイルス感染症についてはオミクロン株など変異株に伴う流行の波が繰り返されましたが、医療機関とも連携し、円滑なワクチン接種を推進してき

ました。今年５月からは国の方針により、感染症としての取扱いが２類相当から季節性インフルエンザ同様の５類に移行されます。国全体のウィズコロナとしての経済社会活動の正常化に向けた動きと言えますが、今後も変異株の状況や感染拡大の動きを注視し、引き続きワクチンの接種体制を確保して町民の健康を守るよう適切に対応してまいります。

さて、令和４年１２月の閣議において、政府は我が国の経済状況についてコロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続く一方、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など我が国経済を取り巻く環境は厳しさを増しているとしています。

また、令和５年度の経済見通しについては物価高を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進し、経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せる施策に取り組むとしています。

こうした状況で、国は物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を策定し、物価高・円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野とし、予算・税制、規制・制度改革などあらゆる政策手段を活用した総合経済対策を速やかに実行し、難局を乗り越え、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていき、日本経済を再生するとしています。

また、新型コロナウイルス感染症対策についてはウィズコロナの下、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとし、次の感染症危機に備え、政府の司令塔機能の強化に取り組み、防災・減災、国土強靱化ではこれまでの成果や経験を生かし、さらなる取組を推進するため、次期国土強靱化計画を検討するとしています。

地方財政対策では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民ニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化、脱炭素化の推進などの課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、必要となる一般財源総額については、交付団体ベースで対前年度を１，５００億円上回る６兆１，６３５億円、うち地方交付税総額については、前年度を３，０７３億円上回る１兆８兆３，６１１億円が確保されているところです。

こうした状況を踏まえ、本町の令和５年度予算は依然として厳しい経済環境の中での編成となりましたが、町の最上位計画である第４次総合計画の後期実施計画に基づき、町を取り巻く様々な経済情勢の変化にも対応した適時適切な事業を実施していき

ます。

私の目指す「広島都市圏で一番の子育てしやすいまち」、「志を育む教育のまち」、「バランスのとれた行政施策の展開」の着実な実施とともに、町民の生命と財産を守る防災・減災、国土強靱化を推進し、新型コロナウイルス感染症対策では引き続き迅速で効果的な対策・支援を行うとともに、将来世代も安心して暮らせるための地域の脱炭素化の推進に係る施策の展開を開始します。また、ウィズコロナとして、国のデジタル社会実現に向け、自治体DXを推進する予算編成といたしております。

令和５年度予算の総額は、一般会計が１９２億２，６００万円で対前年度比１３億１，７００万円、率にして７．４％増の予算編成といたしました。

一般会計以外の特別会計では、国民健康保険特別会計は被保険者数が減少傾向にあり、対前年度比５，５００万円、率にして１．２％減、介護保険特別会計は給付費等の利用実績を踏まえて、対前年度比４，１００万円、率にして１．０％減としました。後期高齢者医療特別会計は後期高齢者人口が増加していることを反映して、対前年度比４，２００万円、率にして５．０％増としました。

一般会計の歳入において、町税は所得の伸びを前年度実績ベースから前年の給与所得の伸び率等を参考とし、コロナ禍からの回復を見込み、対前年度比１億１，５００万円、率にして１．５％増の７５億３，７００万円としました。

地方交付税は、対前年度比４億２，０００万円増の２０億９，１００万円、臨時財政対策債は、対前年度比３億５，２００万円減の２億９００万円とし、臨時財政対策債を含めた交付税全体では、対前年度比６，７００万円の増となっています。

町債は教育施設の改築事業等による増があり、全体で２億５，３００万円の増となりましたが、借換債が含まれており、借換債を除いて比較しますと、１億４，０００万円の減となっています。

また、国庫支出金は土地区画整理事業等が国の補正予算を活用し、前年度前倒ししたこともあり、対前年度比２億１，９００万円減の３５億３００万円となりました。

繰入金のうち一般財源の不足を調整する財政調整積立基金からの繰入れについては、対前年度比１億３，２００万円増の２億９，４００万円としました。

一般会計の歳出においては、まず、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、感染症としての取扱いは５月から５類に移行されますが、特例臨時接種を１年間延長し、６５歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方等を対象に５月から８月

にかけて接種を行い、9月から12月にかけては接種可能な全ての方を対象に接種する方針が示されています。当面は令和4年度繰越予算にて接種体制を継続し、必要に応じて補正予算で予算措置するなど、ワクチン接種体制の確保を継続し、町民への円滑なワクチン接種を確保します。

第4次総合計画の基本目標1、「みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり」では、地域で共に支え合う福祉の充実として、令和5年7月からふれあい収集事業を開始します。要介護や障害等のためごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯に対し、自宅の玄関先でごみの収集を行います。

また、福祉事務所（生活困窮者自立相談支援）事業においては、自立相談、就労準備及び家計改善の一体的な支援を府中町くらしごと自立応援センターで実施します。

多世代連携による子育て支援の充実として子ども医療費給付事業を拡充し、令和6年1月から中学生の通院も給付の助成対象に加え、子育て世帯の負担を軽減します。

子どもの予防的支援構築事業は、AIを活用した予防的支援として、昨年度はデジタル庁の実証事業として採択を受け、国の事業としてシステムの構築を進めました。令和5年度はAI予測に基づいたリスクを抱える子どもたちを多面的・継続的に見守り支援する仕組みを構築するとともに、引き続き県のモデル事業として県内モデル4市町のデータを活用した統合AIモデルの構築を進めます。

保育所等創設助成事業は、令和6年4月開所の保育園の施設整備に対する補助金を交付します。また、町内の保育園等に就労する保育士への新卒保育士等就職支援貸付金を令和6年度から開始できるよう準備を進め、地域の保育士不足解消を図ります。

「高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり」として、介護施設整備助成事業において、第8期介護保険事業計画に基づき、町内へ看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設を目指し、事業者の募集を行い、選定事業者へ補助金を交付いたします。

高齢者いきいき活動ポイント事業においては、近隣市町とともに広域都市圏の枠組みで連携しており、高齢者の社会参加を促し、地域のボランティア活動や介護予防等の活動にモチベーションを持って参加していただき、それが高齢者自身の介護予防等に資することを期待し、引き続き実施します。

基本目標2、「学び合い、志を育むまちづくり」では、志の教育、信頼される学校教育の確立として、学校運営改善推進事業において、スクールカウンセラーの配置を継続し、学校生活に不安を抱えている児童・生徒への早期対応や適切な指導を実施し

ます。

グローバル教育事業においては、引き続き外国語指導助手を派遣し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、中学校全学年の英語検定費用を助成します。

また、小学校及び中学校の給食食材調達事業は、令和５年度から学校給食費を公会計化し、保護者等からの給食費を基に給食用食材の調達を行います。

学び合い、生きがいを育む社会教育の充実では、下岡田官衙遺跡保存・整備事業において、国史跡指定までの経緯や歴史的な意義について講演会を実施します。また、小中学生を対象とした講座やふるさと再発見講座として活用し、史跡の普及啓発を図ります。

安心・安全で質の高い教育環境の整備では、学校施設整備事業（小学校整備）において、府中中央小学校の児童数増加による教室数の不足が見込まれることから教室増築工事を実施します。併せて、学校施設整備事業（放課後児童クラブ整備）において、中央小学校区放課後児童クラブの増築工事も実施します。

府中公民館等改築事業（歴史民俗資料館解体）においては、旧歴史民俗資料館の解体工事を行います。

基本目標３、「誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり」では、災害に強いまちづくりとして、防災体制強化事業において避難所の防災備蓄倉庫を４か所整備し、災害に備え、毛布、飲料水、食料等の計画的な備蓄を行うとともに避難の長期化を想定した避難所マニュアルの作成に取り組みます。

農業用水路等改良事業においては、農業用利用もなく災害時に人的被害のおそれのある防災重点農業用ため池の廃止工事を行います。

また近年、地球温暖化が原因と見られる気候変動により猛暑や大雨、干ばつ等の異常気象が世界各地で多発しており、２０１５年に国連気候変動枠組条約締結国会議（通称ＣＯＰ）により合意されたパリ協定では、世界の平均気温の上昇を抑える努力をすることが世界共通の長期目標として掲げられました。

我が国においては、令和３年１０月閣議決定された地球温暖化対策計画において、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向け、２０２５年度までを集中期間としてあらゆる関係省庁が連携し、脱炭素を前提とした施策を総動員するとされ、地方公共団体が地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することが求められるなど地方公共団体の役割が拡大しています。

そこで、本町としても、美しく恵み豊かな地球環境を次世代に継承するため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言いたします。

その実現に向けて令和5年度施策として総合的な環境対策の推進では、低炭素型社会づくり推進事業において、家庭用発電システムや家庭用蓄電池等に対する購入補助を行います。

また、府中の森づくり事業においては、森林の再生を図るため、間伐等の整備を行います。

ゼロカーボンシティの実現には、町民・事業者・行政の共通理念の下、一体となって地球温暖化対策に取り組むことが大切です。今後も一人一人の意識改革につなげられるような環境保全に関する施策について展開していきます。

「地域協働・産業活性化・安心安全のまちづくり」では、事業者支援事業において、町内へサテライトオフィスを誘致するための助成を行うとともに、町内事業者の広報費や商品開発費等の販路開拓のための支援を引き続き行います。

基本目標4、「便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり」では、計画的な都市整備の推進として、向洋駅周辺土地区画整理事業においては、向洋駅周辺の整備に向け、物件移転補償及び画地整備を進め、広島市東部地区連続立体交差事業の推進に合わせて地区の整備を進めます。

また、急傾斜地崩壊対策事業では、鹿籠2丁目地区ののり面崩壊対策工事を行い、災害時の急傾斜地崩壊を未然に防ぎます。

基本目標5、「持続可能なまちづくり」では、新たな働き方の推進として、新たな働き方推進事業（業務のデジタル化）において、手書き帳票をデータ化するA I－O C Rやパソコン等で行う作業を自動化するR P AなどのD Xツールを引き続き使用するとともに、電子決裁システムを導入いたします。

下水道事業は、前年度の国の補正予算により採択された茂陰1号幹線改築更新工事を開始するとともに、公共下水道築造工事等を実施し、面的整備を進めます。

その他、男女共同参画、人権施策、平和行政等の推進、健康づくりなど幅広い住民ニーズに対応していきます。

最後に、役場は町民のためにあることを念頭に、笑顔の役場を創出するため、全職員が挨拶を励行し、町民に寄り添ったサービスを実現するよう努めます。

以上、申し述べました事業を着実に実施し、成果を上げることで、誰もが「住んでよかった」「住んでみたい」「これからも住み続けたい」と実感できる府中町を目指して精いっぱい取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和５年３月１３日。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、日程第２、町長施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 次に、日程第３に入りますが、お手元の日程に登載してある各議案は、令和５年度予算並びにそれらの関連議案でありますので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第３、第１２号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第４、第１５号議案、府中町子ども医療費助成条例の一部改正について、日程第５、第１９号議案、府中町長寿祝金条例の一部改正について、日程第６、第２０号議案、府中町国民健康保険条例の一部改正について、日程第７、第２１号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第８、第２２号議案、府中町道路占用料徴収条例の一部改正について、日程第９、第５号議案、令和５年度府中町一般会計予算、日程第１０、第６号議案、令和５年度府中町土地取得特別会計予算、日程第１１、第７号議案、令和５年度府中町国民健康保険特別会計予算、日程第１２、第８号議案、令和５年度府中町介護保険特別会計予算、日程第１３、第９号議案、令和５年度府中町後期高齢者医療特別会計予算、日程第１４、第１０号議案、令和５年度府中町下水道事業会計予算、以上を一括議題に供します。

理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第１２号議案 令和５年３月１０日提出。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次

のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げること等に関して、関係条例の規定を整備するものでございます。

続いて、第１５号議案 令和５年３月１０日提出。

府中町子ども医療費助成条例の一部改正について。

府中町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、子どもの通院に係る医療費の助成対象年齢を引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、第１９号議案 令和５年３月１０日提出。

府中町長寿祝金条例の一部改正について。

府中町長寿祝金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、近年の平均寿命延伸による高齢者数の増加を踏まえ、長寿祝金の支給対象者及び祝金の額を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、第２０号議案 令和５年３月１０日提出。

府中町国民健康保険条例の一部改正について。

府中町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険に係る出産育児一時金の支給額を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、第２１号議案 令和５年３月１０日提出。

府中町国民健康保険税条例の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、国民健康保険制度の県単位化に伴い、県から示された標準保険税率等を基に国民健康保険税の税率を変更するため、条例の一部を改正するも

のであります。

第 2 2 号議案 令和 5 年 3 月 1 0 日提出。

府中町道路占用料徴収条例の一部改正について。

府中町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、固定資産税評価額の評価替え及び道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、第 5 号議案 令和 5 年 3 月 1 0 日提出。

令和 5 年度府中町一般会計予算。

令和 5 年度府中町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 2 億 2 , 5 8 0 万 4 , 0 0 0 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1 5 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

府中町長 佐藤信治

続いて、第6号議案 令和5年3月10日提出。

令和5年度府中町土地取得特別会計予算。

令和5年度府中町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

府中町長 佐藤信治

続いて、第7号議案 令和5年3月10日提出。

令和5年度府中町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度府中町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億3,174万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

府中町長 佐藤信治

第8号議案 令和5年3月10日提出。

令和5年度府中町介護保険特別会計予算。

令和5年度府中町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億2,304万8,000円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

府中町長 佐藤信治

第９号議案 令和５年３月１０日提出。

令和５年度府中町後期高齢者医療特別会計予算。

令和５年度府中町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８億８，３０４万６，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

府中町長 佐藤信治

第１０号議案 令和５年３月１０日提出。

令和５年度府中町下水道事業会計予算。

（総則）

第１条 令和５年度府中町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- （１）整備面積５１７．６３ヘクタール。
- （２）年間有収水量４２９万９，９２３立方メートル。
- （３）１日平均有収水量１万１，７８１立方メートル。
- （４）主な建設改良事業費

管路建設改良費２億６，０６８万３，０００円。

ポンプ場建設改良費１億８，３３０万４，０００円。

流域下水道建設負担金２，８４４万３，０００円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 14億6,138万3,000円。

第1項 営業収益 10億3,605万3,000円。

第2項 営業外収益 4億2,528万円。

第3項 特別利益 5万円。

支 出

第1款 下水道事業費用 14億4,483万3,000円。

第1項 営業費用 13億5,920万7,000円。

第2項 営業外費用 8,423万1,000円。

第3項 特別損失 39万5,000円。

第4項 予備費 100万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億3,566万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,955万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億611万1,000円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 6億8,088万1,000円。

第1項 企業債 4億6,113万6,000円。

第2項 他会計出資金 4,367万9,000円。

第3項 国庫補助金 1億4,332万2,000円。

第4項 負担金 2,724万4,000円。

第5項 長期貸付金償還金 550万円。

支 出

第1款 資本的支出 12億1,654万9,000円。

第1項 建設改良費 5億3,344万5,000円。

第2項 企業債償還金 6億7,710万4,000円。

第3項 長期貸付金 500万円。

第4項 予備費100万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(2) 建設改良費、企業債償還金及び長期貸付金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費9,390万4,000円。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業会計助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,135万1,000円である。

府中町長 佐藤信治

以上、提案をいたしました。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、提案説明を終わります。

この件につきましては、慣例によりまして議員全員で構成する令和5年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めて審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議ないようでございますので、18名の委員をもって構成する令和5年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めて審査することに決定いたしました。

(予算特別委員会設置)

○議長（梶川三樹夫君） 委員の指名でございますが、18名の委員とは全議員でございますので、発表は省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議ないようでございますので、そのようにいたします。

審査に要する費用については、予備費を充当したいと思いますが、町長、よろしいでしょうか。

○町長（佐藤信治君） はい。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいということですので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） それでは、予算特別委員会の正・副委員長を互選したいと思いますので、しばらく休憩をいたします。

委員会の開会は10時30分といたします。では、休憩。

(休憩 午前10時17分)

(再開 午前11時00分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中に予算特別委員会が開催され、正・副委員長が決定いたしましたので、発表します。

委員長に2番 宮本議員、副委員長に15番 益田議員と決定いたしました。

それでは、御挨拶をお願いします。

委員長からお願いします。

2番、宮本議員。

○2番（宮本 彰君） このたび、予算特別委員会委員長に任命されました宮本でございます。よろしくお願いいたします。3月20日までの間、限られた日程の中での審議となりますので、副委員長、委員の皆様の御協力をいただき、建設的な御意見をいただきながら、円滑に予算審議を進めてまいりたいと思います。

実を申しますと、この期間中に私ごとですけれども、私の長男の大学の卒業式があり

まして、ちょっとちゅうちょいたしましたが一、一旦受けた以上は精いっぱいやらせて  
いただきたいと思いますので、どうか御協力のほうよろしく願いいたします。以上  
です。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、副委員長、15番、益田議員。

副委員長、お願いいたします。

○15番（益田芳子君） ただいま予算特別委員会の副委員長を仰せつかりました益田  
芳子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。宮本委員長を補佐し、予算審  
議が十分に果たせるよう、委員各位の皆様の御協力をお願いいたしまして、簡単では  
ございますが挨拶とします。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君） ありがとうございます。

正・副委員長におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、明日3月14日から予算特別委員会の審査に入っていただきたいと思いますとい  
います。よって、本会議は3月19日まで休会し、3月20日に再開したいと思います  
が、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれをもって延  
会といたします。御苦労さまでした。

延会。

(延会 午前 11時03分)